

藤沢市商業振興条例の一部改正について
藤沢市商業振興条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市商業振興条例の一部を改正する条例

藤沢市商業振興条例（平成19年藤沢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「財団法人藤沢市産業振興財団，社団法人藤沢市商店会連合会」を「財団法人湘南産業振興財団，公益社団法人藤沢市商店会連合会」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，条例中において規定している地域経済団体の名称が変更されたことに伴い，所要の改正をする必要による。